

空き家購入等融資利子補給補助金の交付制度

空き家の利活用を促進し、もって市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、購入等のローンに対する利子に補助を実施します。

【対象空き家】

- ・ 物件情報を市が指定する団体に提供することについて、所有者が同意している空き家（区分所有長屋及び分譲マンションの空き住戸も含む。）
- ・ 春日井市空き家地域貢献活用事業補助金の交付決定を受けた空き家

【対象者】

次のいずれかに該当し、金融機関から融資を受ける者

ただし、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者に限る。

- ・ 空き家や区分所有長屋（1戸や1棟）を購入、改築又は解体する個人
- ・ 分譲マンション（1戸や1棟）を購入する個人
- ・ 共同住宅等（賃貸マンションや長屋）1棟を購入、改築又は解体する個人
- ・ 春日井市空き家地域貢献活用事業補助金の交付決定を受けた空き家を購入又は改築する者

※融資元は、すべての金融機関が対象となります。

【補助金】

- ・ 各年の1月1日から12月31日までに金融機関に返済した利子額とし、50,000円を限度（100円未満の端数が生じた場合は、切り捨て）
- ・ 交付期間は、最大5年間

※地域貢献活用事業補助金の交付額分は、補助対象の融資に含みません。

【方法】

- ・ 返済した年の翌年3月15日までに補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

※交付期間内は、毎年交付申請する必要があります。

※初回の申請は、融資契約後、3年以内に行う必要があります。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市 まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 電話 (0568)85-6572

◆ 申 請

1 申請書の添付書類について

申請書（第1号様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 補助対象空き家の購入等を目的として融資を受ける者であることが分かる書類
- (2) 支払い利息証明書（第2号様式）又は返済年間利子額が分かる書類
- (3) 住民票の写し（補助対象空き家に居住後、融資を受けた場合に限る。）

2 申請するタイミングについて

- (1) 返済した日の属する年の補助金について、翌年の3月15日までに申請してください。なお、交付期間内であっても、必ず毎年申請してください。
- (2) 融資を受ける契約を締結してから3年以内に初回の申請をしてください。

※申請するタイミングにより、補助額が変わる場合がありますので、ご注意ください。

◆ 補助金の請求

1 請求書の提出について

市からの補助金決定通知書を受け取り後、請求書（第3号様式）を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受領後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

◆ その他

- 1 住宅政策課に提出してください。予算の範囲内で先着順に受け付けます。
- 2 補助対象者は、空き家1戸（1棟）につき、購入、改築及び解体のそれぞれにつき1人となります。